

重要事項説明書

1. 事業者について

1) 小売電気事業者

株式会社フォーバルテレコム（登録番号：A0473）

<お問い合わせ先>

■Lプラン、Mプラン以外をご利用のお客さま

受付窓口：FTカスタマーセンター

電話番号：0120-081-486（フリーダイヤル）

営業時間：平日 9:00-18:00（土日・祝日・年末年始を除く）

■Lプラン、Mプランをご利用のお客さま

電話番号：0120-022-486（フリーダイヤル/固定電話のみ受付）

0570-011-486（ナビダイヤル/固定電話以外も受付可能）

営業時間：平日 10:00-19:00（土日祝日及び年末年始除く）

2) お取扱店

上記小売電気事業者とお客さまとの電気需給契約の締結を媒介する場合には、以下の方法によりお取扱店情報をお伝えいたします。

(ア) 申込書お客様控えをご参照ください。

(イ) 申込受付メールをご参照ください。

2. 契約内容について

1) お申込み方法等

当社の指定するウェブサイト、またはお申込書に必要事項を記入の上、当社またはお取扱店までご提出ください。

2) 供給開始予定日

当社が別途通知する日となります。（ただし、一般送配電事業者による切り替え業務の進捗に応じ、供給開始が遅れる可能性があります）

3) 契約プラン

【北海道電力エリア】

契約電力等、供給電圧（周波数はいずれも50ヘルツ）

(ア) 従量電灯B（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Mプラン）

：10アンペア以上、60アンペア以下（100ボルト・200ボルト）

ただし、LプランおよびMプランについては、30アンペア以上60アンペア以下であることが適用条件となります。

(イ) 従量電灯C（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Mプラン）

：6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満（100ボルト・200ボルト）

(ウ) 低圧電力（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Mプラン）

：50キロワット未満（100ボルト・200ボルト）

ただし、LプランおよびMプランについては、1か月の使用電力量が1キロワットあたり144キロワット時以下であることが適用条件となります。

【東北電力エリア】

契約電力等、供給電圧（周波数はいずれも50ヘルツ）

(ア) 従量電灯B（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Sプラン、Mプラン）

：10アンペア以上、60アンペア以下（100ボルト・200ボルト）

ただし、LプランおよびMプランについては、30アンペア以上60アンペア以下であることが適用条件となります。

(イ) 従量電灯C（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Sプラン、Mプラン）

：6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満（100ボルト・200ボルト）

(ウ) 低圧電力（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Sプラン、Mプラン）

：50キロワット未満（100ボルト・200ボルト）

ただし、LプランおよびMプランについては、1か月の使用電力量が1キロワットあたり144キロワット時以下であること、Sプランについては、電気使用比率（負荷率）が9.0パーセントを超えないことが適用条件となります。

【東京電力エリア】

契約電力等、供給電圧（周波数はいずれも50ヘルツ）

（ア）従量電灯B（標準プラン、法人割プラン、Tプラン、TTプラン、Lプラン、特割プラン、Mプラン）

：10アンペア以上、60アンペア以下（100ボルト・200ボルト）

ただし、TTプランとLプランおよびMプランについては、30アンペア以上60アンペア以下であることが適用条件となります。

（イ）従量電灯C（標準プラン、法人割プラン、Tプラン、TTプラン、Lプラン、特割プラン、Mプラン）

：6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満（100ボルト・200ボルト）

（ウ）低圧電力（標準プラン、法人割プラン、Tプラン、TTプラン、Lプラン、Mプラン）

：50キロワット未満（100ボルト・200ボルト）

ただし、LプランおよびMプランについては、1か月の使用電力量が1キロワットあたり144キロワット時以下であることが適用条件となります。

【中部電力エリア】

契約電力等、供給電圧（周波数は、いずれも60ヘルツ）

（ア）従量電灯B（標準プラン、法人割プラン、Tプラン、Lプラン、Mプラン）

：10アンペア以上、60アンペア以下（100ボルト・200ボルト）

ただし、LプランおよびMプランについては、30アンペア以上60アンペア以下であることが適用条件となります。

（イ）従量電灯C（標準プラン、法人割プラン、Tプラン、Lプラン、Mプラン）

：6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満（100ボルト・200ボルト）

（ウ）低圧電力（標準プラン、法人割プラン、Tプラン、Lプラン、Mプラン）

：50キロワット未満（100ボルト・200ボルト）

ただし、LプランおよびMプランについては、1か月の使用電力量が1キロワットあたり144キロワット時以下であることが適用条件となります。

【北陸電力エリア】

契約電力等、供給電圧（周波数は、いずれも60ヘルツ）

（ア）従量電灯B（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Mプラン）

：10アンペア以上、60アンペア以下（100ボルト・200ボルト）

ただし、LプランおよびMプランについては、30アンペア以上60アンペア以下であることが適用条件となります。

（イ）従量電灯C（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Mプラン）

：6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満（100ボルト・200ボルト）

（ウ）低圧電力（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Mプラン）

：50キロワット未満（100ボルト・200ボルト）

ただし、LプランおよびMプランについては、1か月の使用電力量が1キロワットあたり144キロワット時以下であることが適用条件となります。

【関西電力エリア】

契約電力等、供給電圧（周波数は、いずれも60ヘルツ）

（ア）従量電灯A（標準プラン、法人割プラン、Tプラン、Lプラン、特割プラン、Mプラン）

：最大需要容量6キロボルトアンペア未満（100ボルト・200ボルト）

（イ）従量電灯B（標準プラン、法人割プラン、Tプラン、Lプラン、特割プラン、Mプラン）

：6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満（100ボルト・200ボルト）

（ウ）低圧電力（標準プラン、法人割プラン、Tプラン、Lプラン、Mプラン）

：50キロワット未満（100ボルト・200ボルト）

ただし、LプランおよびMプランについては、1か月の使用電力量が1キロワットあたり144キロワット時以下であることが適用条件となります。

【中国電力エリア】

契約電力等、供給電圧（周波数は、いずれも60ヘルツ）

（ア）従量電灯A（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Sプラン、Mプラン）

：最大需要容量6キロボルトアンペア未満（100ボルト・200ボルト）

（イ）従量電灯B（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Sプラン、Mプラン）

- ： 6 キロボルトアンペア以上、 50 キロボルトアンペア未満（100 ボルト・ 200 ボルト）
- (ウ) 低圧電力（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Sプラン、Mプラン）
 - ： 50 キロワット未満（100 ボルト・ 200 ボルト）
 - ただし、LプランおよびMプランについては、1 か月の使用電力量が1 キロワットあたり144 キロワット時以下であること、Sプランについては、電気使用比率（負荷率）が9.0 パーセントを超えないことが適用条件となります。

【四国電力エリア】

契約電力等、供給電圧（周波数は、いずれも60ヘルツ）

- (ア) 従量電灯A（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Mプラン）
 - ： 最大需要容量6 キロボルトアンペア未満（100 ボルト・ 200 ボルト）
- (イ) 従量電灯B（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Mプラン）
 - ： 6 キロボルトアンペア以上、 50 キロボルトアンペア未満（100 ボルト・ 200 ボルト）
- (ウ) 低圧電力（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Mプラン）
 - ： 50 キロワット未満（100 ボルト・ 200 ボルト）
 - ただし、LプランおよびMプランについては、1 か月の使用電力量が1 キロワットあたり144 キロワット時以下であることが適用条件となります。

【九州電力エリア】

契約電力等、供給電圧（周波数は、いずれも60ヘルツ）

- (ア) 従量電灯B（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Sプラン、Mプラン）
 - ： 10 アンペア以上、 60 アンペア以下（100 ボルト・ 200 ボルト）
 - ただし、LプランおよびMプランについては、30 アンペア以上60 アンペア以下であることが適用条件となります。
- (イ) 従量電灯C（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Sプラン、Mプラン）
 - ： 6 キロボルトアンペア以上、 50 キロボルトアンペア未満（100 ボルト・ 200 ボルト）
- (ウ) 低圧電力（標準プラン、法人割プラン、Lプラン、Sプラン、Mプラン）
 - ： 50 キロワット未満（100 ボルト・ 200 ボルト）
 - ただし、LプランおよびMプランについては、1 か月の使用電力量が1 キロワットあたり144 キロワット時以下であること、Sプランについては、電気使用比率（負荷率）が9.0 パーセントを超えないことが適用条件となります。

4) 電気料金および支払方法

電気料金は、基本料金（※1）＋電力量料金＋燃料費調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金＋電源調達調整費（※2）（いずれも消費税および地方消費税込）とします。（燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および電源調達調整費は電気需給約款に従い算定された額を申し受けます。）

当社からの請求方法は、原則当社「fit コール」請求サービスによる合算請求となります。支払方法は、下記の3種類があり、当社が所定のウェブサイトへの掲載により請求を行った月の23日までにお支払いいただきます。ただし、お客さまの属性（個人・法人）および利用サービスの組み合わせによっては、お選びいただけない場合があります。

- ①口座振替：個人および法人のお客さま
- ②クレジットカード決済：個人のお客さまのみ（当社の既存サービスにおいて該当請求を利用しているお客さまのみ）
- ③NTT料金との合算請求：個人のお客さまのみ（当社の既存サービスにおいて該当請求を利用しているお客さまのみ）

上記①～③のお支払方法が未登録の場合や、ご登録作業に記入番号の間違い等の不備がある場合は、収納代行払いとなります。また、一般送配電事業者に対するお客さまの責任としてご負担いただく費用等は、その都度所定の方法によりお支払いいただきます。

（※1）関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアの従量電灯Aに対応する契約プランについては、基本料金の設定はございません。

（※2）Mプランのみ適用となります。

5) 電気料金の算定期間等

原則として、算定期間は前月の検針/計量日から当月の検針/計量日の前日までとします。なお、契約の開始・変更・終了の際には、日割計算を行います。計量は一般送配電事業者の設置する計量器により行い、計量器の故障等により計量値が正しく得られない場合には、協議により決定した値とします。

6) 契約期間

契約期間は、契約プランごとに異なる期間とし、その内容は、以下によるものとします。なお、いずれの契約プランも期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも終了の意思表示がない場合は、同一条件および同一期間にて自動更新されます。

(ア) 契約成立時より1年間：標準プラン、Tプラン、TTプラン、Sプラン

(イ) 契約成立時より2年間：法人割プラン、特割プラン

(ウ) 契約成立時より3年間：Lプラン、Mプラン

3. 一般送配電事業者に対するお客さまの責任

1) お客さまのご負担

供給開始に伴う工事費等または契約変更や設備の位置変更などお客さま都合に伴う工事費等について、当社が一般送配電事業者から負担を求められた場合には、お客さまにその費用を負担していただくことがあります。

2) お客さまのご協力

一般送配電事業者の託送供給等約款などに基づきご協力をいただくことがあります。具体的には、電気の供給に伴う設備の施設場所の無償でのご提供、電気工作物等に支障がありまたは支障が生ずるおそれがある場合等のご連絡、必要がある場合の立入業務などにご協力をいただくことがあります。

4. 契約の変更および解除等

1) お客さまからの契約の変更等

(ア) 連絡先：

■Lプラン、Mプラン以外をご利用のお客さま

受付窓口：FTカスタマーセンター

電話番号：0120-081-486（フリーダイヤル）

営業時間：平日 9：00-18：00（土日・祝日・年末年始を除く）

■Lプラン、Mプランをご利用のお客さま

電話番号：0120-022-486（フリーダイヤル/固定電話のみ受付）

0570-011-486（ナビダイヤル/固定電話以外も受付可能）

営業時間：平日 10：00-19：00（土日祝日及び年末年始除く）

(イ) お手続き：

以下の期限までに上記連絡先またはウェブサイトを通じてお申し出ください。

解約：原則として解約の15日前まで

なお、途中解約による違約金等は原則ございません。

ただし、例外としてLプランおよびMプランについては更新月（供給開始月（供給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して36ヶ月目とその翌月を指すものとします）を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として1契約につき金15,000円（不課税）をお支払いいただきます。（非常変災等、お客様の責めに帰さない事由によりやむを得ず解約される場合は、この限りではありません）

変更：プラン（Mプラン、法人割プラン等）の変更は、原則として変更の3か月前まで（ただし、過去に契約内容の変更を行ったお客さまは、過去の契約内容の変更日から1年間が経過した日以降を変更希望日とする場合に限り、お申し出いただけます。なお、変更のお申し出については、お受けできるか当社から別途ご連絡いたします）

2) 当社からの契約の変更等

当社が解約または解除をする場合には、解約日または解除日の15日前までにご連絡いたします。

なお、当社が解除をすることができるのは、お客さまが電気需給契約に基づく債務を履行されなかった場合、お客さまが電気料金支払期日を20日経過してなお支払われない場合となります。

5. その他特記事項

1) 契約締結前書面・契約締結後書面の取り扱い

お客さまは、電気事業法その他の法令に基づく契約締結前書面および契約締結後書面を当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお知らせすることに、同意されたものとみなします。

2) 現契約の解約手続き

当社サービス申込前に、現在の契約の解約条件（契約期間、解約にかかる違約金等）の確認をお願い

いします。

3) 電気需給約款の適用および変更

電気需給約款は、電気需給契約における電気料金その他の供給条件を定めたものとして、電気需給契約の内容といたします。供給条件については、本文書のほか、電気需給約款の内容をご確認下さい。また、当社が必要と判断した場合には、当社は民法548条の4に基づき、電気需給約款を変更することがあります。この場合には、変更後の電気需給約款が電気需給契約の内容となります。なお、当社は電気需給約款を変更する際には、所定のウェブサイト等を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。電気料金単価の変更を伴う際には、お客さまは電気需給約款に定める手続きに従い、電気需給契約を解約することができます。

4) クーリング・オフに関するお知らせ

別紙「契約解除（クーリングオフ）に関するお知らせ」を必ずご確認ください。

5) 債権譲渡の承諾

お取扱店を通じて電気料金等をお支払いいただくお客さまについては、当社は電気料金債権等を第三者に譲渡する場合があります。当該債権譲渡について、お客さまは電気需給契約の申込みをもってあらかじめ同意したものとし、当社は個別の通知または譲渡承諾の請求を省略することがあります。なお、債権譲渡が行われる場合には、支払方法等が変更されることがあります。

6) 個人情報の第三者提供の承諾

お客さまは、当社が代理請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所、金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号等の情報（代理請求事業者がお客さまへ電気料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限り）を当社が代理請求事業者へ提供する場合があることに上記申込みをもってあらかじめ同意したものとします。お客さまは、当社が代理請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（お客さまから代理請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り）を代理請求事業者が当社に提供する場合があることに上記申込みをもってあらかじめ同意したものとします。

7) セット販売について

お取扱店がセット販売を行っている場合、電気の供給は当社が行い、お取扱店のサービスはお取扱店が行います。セット割引、キャンペーン割引、キャッシュバック等のサービスをお取扱店が提供しますが、これらのサービスは当社ではなくお取扱店の責任で行いますので、その内容・手続等については、お取扱店にお問合せの上、ご確認ください。なお、当社は、お取扱店のサービスの提供を受けているお客さまが当該サービスの提供を受けることをやめたことを理由として、電気料金の改定その他の不利益な取り扱いをすることはございません。

以上

契約解除（クーリングオフ）に関するお知らせ

- ・ 次のことは、電力販売の態様が「特定商取引法の訪問販売等にあたる場合」のみ適用となります。
 - (ア) お客さまが、訪問販売及び電話勧誘販売で申込み又は契約された場合、申込書を受領された日から8日を経過するまでは、書面（以下、参照）により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
 - (イ) その効力は書面（以下、参照）を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。
 - (ウ) お客さまが法人または事業者である等、電力販売のご契約が営業上締結されたものである場合は、クーリング・オフの適用はございません。（特定商取引法第26条第1項第1号）
- ・ 前項の場合、お客さまは次のことが保障されます。
 - (ア) 損害賠償及び違約金の支払いを請求いたしません。
 - (イ) すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
 - (ウ) また、電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払っている場合は、速やかにその金額を返還いたします。
 - (エ) 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- ・ 上記クーリング・オフの行使を妨げるために、当社または当社のお取扱店等が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、又は当社または当社のお取扱店等が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面（以下、参照）によりクーリング・オフを行うことができます。
- ・ 契約の解除は書面（以下、参照）にて承ります。ハガキなどに下記の必要事項をご記入のうえ、下記の宛先に郵送をお願いいたします。

【記入例】

表面

切 手
(宛先) 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-26 S C 神田錦町三丁目ビル2F 株式会社フォーバルテレコム 電力事業担当 宛

裏面

<u>契約の解除通知</u>
○お申込みいただいたご契約 ●●プラン
○契約年月日（申込年月日） ●●年●●月●●日
上記の契約を解除しますので通知します
○お客様番号：***** ※***に記載されたお客様番号 （*桁）を記載してください。
○ご契約名義：●● ●●
○ご使用場所：●● ●●
○電話番号：●●●●